

安楽小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめをいっそう複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童・生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は「あいさついっぱい 友だちいっぱい やる気いっぱい」のキャッチフレーズを掲げ、「他人を思いやり、助け合いながら生活できる子ども」を目指す子ども像の一つとして教育活動を推進する。そのために全教職員で、いじめを生まない環境、すべての児童が自他を大切にしながら生き生きと安心して生活を送ることができる環境づくりに努めていく。また、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。（「いじめ防止対策推進法」より）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〔具体的ないじめの様態〕

- ・暴力（刑法で禁じられている行為・・・「いじめ」の議論以前に速やかに対処されるべきもの）
暴行、傷害、恐喝等
- ・暴力を伴ういじめ（相手に不安な恐怖感、不快感等を与える「物理的な力を行使する行為」）
行く手に立ちふさがる、靴やカバンを隠す、持ち物に落書きするなど
- ・暴力を伴わないいじめ（「暴力」や「暴力を伴ういじめ」とは異なる方法で心の苦痛を与える）
悪口、冷やかす、からかい、うわさを広める、仲間外し、無視、
インターネットや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされるなど

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものである。

4 いじめ加害に影響する要因

児童生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」であり、それらの要因が高まると、加害になる（リスクが高まる）。ただし、そうしたリスク要因が実際にいじめ加害に結びつくには、偶発的な要因が必要。いくらストレスが高くて、それを発散したいと感じたとしても、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかったも言い逃れができそう等）がなければ、加害行為には及ばない。それでも、三つの要因の改善が、いじめ発生リスクを減らすことは間違いないと考えられる。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

学級や学年、学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心の繋がりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

- (1) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (2) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童に対する理解・必要な支援を促進する。
- (5) 性同一性障害や性的指向・性自認についての正しい理解の促進、必要な対応の周知を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、年2回4月と9月の「いじめ問題を考える週間」、12月の「校内人権週間」および「人権教室」の実施および内容充実を図る。
- (7) 「生徒指導対応」「学習のしつけの徹底」等をテーマにした研修の推進を行う。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心（恕の心）を育む。
- (2) 「あんらくっ子宣言」の実践を推進し、自他を大切にし、様々なことに感謝する心を育む。

「あんらくっ子宣言」

- 一、人をいたわり大切にします
- 一、ありがとう ごめんなさいを言います
- 一、わがママを言わず がまんします
- 一、卑怯なふるまいをしません
- 一、安楽を誇り 年上を敬います
- 一、夢に向かってがんばります

- (3) 学級活動や児童会活動、縦割り活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (5) 朝の会や帰りの会、学活、教科の時間を利用して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導対策委員会」を設置する。

(1) 組織

校長，教頭，教諭，養護教諭，スクールソーシャルワーカー（SSW）

【重大事案発生時は、市「いじめ問題対策連絡協議会」との連携をとる】

(2) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめに関わる研修会の企画立案
- ウ 未然防止，早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学年の状況等報告）
- オ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

毎月開催し、いじめ事案の発生時は緊急開催、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による仲間作り・人権をテーマとした「児童会のめあて」決定および具体的な取組（全校児童で遊ぶ日の実施など）
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事の実施（「1年生を迎える会」「6年生を送る会」など）
- (3) 高学年をリーダーとした縦割り活動，お相手さん（異学年ペア）活動の推進（清掃，遠足，避難訓練など）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針，『家庭用「いじめ対策リーフレット」』を，全戸数に配布するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議でいじめの実態や指導方針について説明を行うとともに，PTA全体会で毎年1回，ネットトラブル・いじめ等についての講演を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について，学級通信や学校便りをとおして，保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において，保護者や地域住民に道徳や特別活動の授業を公開する。
- (5) PTA「朝のあいさつ運動」，「愛のパトロール」を実施するとともに，各種PTA研修への参加を積極的に促す。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し，いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題等に関わる校内研修会 年1回（8月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（4月，9月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、給食時間においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期の発見に努める。
- (5) ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的に認知する。
- (6) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (7) 相談窓口を設置する。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査
 - ・「こころのアンケート」(毎週金曜日に実施、通年)
 - ・「いじめについてのアンケート」(7月に実施)
- (2) 保護者との教育相談
 - ・家庭訪問(4月に実施)
 - ・教育相談日(毎週木曜日に実施、通年)
 - ・夏季休業中の教育相談(7月に実施、全家庭対象)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査
 - ・毎週木曜日の教育相談日を活用
 - ・「こころのアンケート」, 「いじめについてのアンケート」の活用

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときには、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(児童および保護者)・・・全教職員が対応
 - スクールソーシャルワーカーの活用・・・生徒指導主任, 担任
 - 地域からのいじめ相談窓口・・・教頭
 - インターネット等を通じて行われるいじめ相談・・・学校または警察署
- ※24時間いじめ相談電話(県教育委員会)

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童およびいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒指導対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、校長、教頭、生徒指導主任、担任、被害（加害）児童の保護者との話し合いの場を設け、今後の対策について相談・確認をする。
- (4) いじめの事案について、生徒指導の範疇で指導する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかについては、市教育委員会と相談し適切に判断する。
- (5) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (6) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守り活動を行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールソーシャルワーカーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等該当集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、該当集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察署と連携して対応する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち市教育委員会・警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、調査等を定期的に行うことで利用実態を把握するとともに、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき【いじめ防止対策推進法第28条1】

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（市教育委員会）及び関係諸機関に報告する。
- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査については、学校長の指導のもと、本校の「生徒指導対策委員会」が中心となり全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「生徒指導対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること
 - ※ 共通実践事項評価・・・不登校・いじめに関すること、「あんらくっ子宣言」の実践に関すること
 - ※ 学校評価・・・「あんらくっ子宣言」の実践に関すること、生徒指導に関すること、ボランティア活動に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 関係機関・団体について

| 機関・団体名 | 連絡先等 | 備考 |
|--------------------|------------------------------|---|
| 志布志市教育委員会 | 099-472-1111 | 学校教育課 指導主事 |
| 志布志警察署 | 099-472-0110 | 生活安全部少年課 |
| かごしま教育ホットライン24 | 0120-783-574 099-294-2200 | 県総合教育センター、子どもに関わる相談全般 |
| 県中央児童相談所 | 099-264-3003 099-275-4152 | 非行、いじめ、養護、不登校、しつけ、里親等に関することなど満18歳になるまでの子どもについてのあらゆる相談 |
| 県警察本部少年課少年サポートセンター | 099-252-7867 | 少年の非行防止又は少年の健全育成に関する問題などの相談 |
| 志布志市役所福祉課児童福祉係 | 099-472-1111 | |
| 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | 24時間全国どこからでも悩み相談 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |